

茨城県報

第7436号

昭和61年3月31日

月曜日

目次

告示

	ページ
●字区域の変更(地方課)	1
●国民健康保険医等の登録(医療福祉課)	4
●国民健康保険療養取扱機関の申出の受理(")	5
●臨時種畜検査の実施(畜産課)	6
●漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(水産施設課)	6
●昭和61年度向上訓練実施計画(職業訓練課)	7
●新規土地改良事業の審査(農地管理課)	8
●土地改良法に基づく換地計画の審査(")	8
●道路の区域変更(3件)(道路維持課)	9
●道路の供用開始(3件)(")	9
●都市計画事業の変更認可(6件)(下水道課)	11

公告

●開発行為の工事完了(建築指導課)	14
-------------------------	----

告示

茨城県告示第488号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により水戸市長から土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業に伴い、市内の字区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

この字区域の変更は、昭和61年4月1日から効力を生ずるものである。

昭和61年3月31日

茨城県知事 竹内藤男

飯富町字小五郎塚 ³⁶⁶⁸/₃₇₄₀)、3669から3691まで、3692の1、3692の2、3693から3703まで、3704の内、3705の内、3707の内、3708の内、3709の内、3711の内、3712から3717まで、3718の内、3719の内、3720の内、3721から3725まで、3726の内、3728の内、3729、3730、3731の内、3733の内、3734の内、3735から3737まで、3738の内、3739の内

" 字堂久保 3744の内、3745の内

及びこれに伴う国有地の道路の全部を飯富町字小五郎に変更

飯富町字小五郎塚 3727の内, 3728の内, 3731の内, 3732, 3733の内, 3734の内, 3738の内, 3739
の内

" 字堂久保 3742, 3743, 3744の内, 3745の内, 3746から3759まで, 3760の内, 3765の内,
3767の内, 3768の内, 3769の内, 3770, 3771の内, 3772

" 字佐須合 3773の内

" 字堀向 3854の内, 3855の内, 3856から3861まで, 3865の内

" 字堀内 3862の内

" 字神生堀 3944の内, 3945の内, 3946の内, 3950の内, 3951の内, 3952の内, 3968の内,
3969の内, 3970の内, 3973の内, 3974の内, 3975の内, 3976から3978まで, 3979
の内, 3980の内, 3981の内, 3982から3997まで, 3998の内, 3999から4022まで,
4023
4024), 4025から4028まで, 4029
4030), 4031

" 字釜井戸上 4056の1

" 字元内 4077の1

" 字山王久保 4145の内, 4147の内, 4148の内, 4151の内, 4152の内, 4154の内

及びこれに伴う国有地の道路の全部を飯富町字若宮に変更

飯富町字小五郎塚 3704の内, 3705の内, 3706, 3707の内, 3708の内, 3709の内, 3710, 3711の
内, 3718の内, 3719の内, 3720の内, 3726の内, 3727の内, 3728の内

" 字堂久保 3760の内, 3761から3764まで, 3765の内, 3766, 3767の内, 3768の内, 3769の
内, 3771の内

" 字佐須合内 3831, 3832, 3835から3840まで, 3842から3846まで

" 字堀内 3862の内

" 字堀向 3847から3853まで, 3854の内, 3855の内, 3863, 3864, 3865の内, 3866から3886ま
で, 3887
3888), 3889から3892まで, 3893の内, 3894の内, 3895, 3896, 3897の内,
3898の内, 3899から3903まで, 3904の1の内, 3904の2の内, 3904の3の内,
3905の内, 3908の内, 3909の内, 3910, 3911の内, 3913の内, 3915の内, 3917の
内

" 字神生堀 3963の内, 3964の内, 3965の内, 3970の内, 3971, 3972, 3973の内, 3974の内,
3975の内, 3998の内

" 字塙 4194の内2, 4194の3, 4194の内4から4194の内6まで, 4194の内7の内, 4194の内
8, 4194の内9, 4194の10, 4194の内11, 4194の12から4194の17まで, 4194の18
の内, 4194の21の内, 4194の26の内, 4194の27の内, 4195の50の内

及びこれに伴う国有地の道路の全部を飯富町字佐須合に変更

飯富町字神生堀 3925)
3927) の内, 3926, 3928から3943まで, 3944の内, 3945の内, 3946の内, 3947か
ら3949まで, 3950の内, 3951の内, 3952の内, 3953から3958まで, 3959の内,
3960の内, 3965の内, 3966, 3967, 3968の内, 3969の内, 3970の内, 3979の内,
3980の内, 3981の内

" 字山王久保 4103から4110まで, 4111の1, 4111の2, 4112から4128まで, 4129)
4130), 4131か
ら4134まで, 4135の1, 4137の1, 4138から4142まで, 4143の1, 4144の1,
4145の内, 4146, 4147の内, 4148の内, 4149, 4150, 4151の内, 4152の内,
4153, 4154の内, 4155から4160まで

" 字元内 4136の1

" 字申久保 4161, 4164, 4167)
4168), 4171, 4176, 4179, 4206の内, 4209, 4211, 4213, 4236の
内, 4238, 4244, 4247

" 字中窪 4162, 4163, 4165, 4166, 4169, 4170, 4172から4175まで, 4177, 4178, 4180の
内, 4207の内, 4208, 4210の内, 4212, 4214, 4215, 4216の内, 4235の内,
4237, 4239から4243まで, 4245, 4246

" 字申塚 4295の1の内, 4295の6, 4296の1の内, 4297の1の内, 4298の内, 4299から4301
まで, 4302の内, 4303の内, 4310の内, 4311の内, 4312の内, 4313)
4319), 4314から
4318まで, 4320, 4321の1, 4321の2の内, 4322の内, 4328の内, 4329の内,
4330の1, 4330の2, 4331から4334まで, 4335の内, 4341の内, 4342の内, 4343
の内, 4344の内, 4345の内, 4346の内, 4347, 4348の内, 4349の内

及びこれに伴う国有地の道路の全部を飯富町字山王に変更

飯富町字堀向 3893の内, 3894の内, 3897の内, 3898の内, 3904の1の内, 3904の2の内, 3904の
3の内, 3905の内, 3906, 3907, 3908の内, 3909の内, 3911の内, 3912, 3913の
内, 3914, 3915の内, 3916, 3917の内, 3918, 3919, 3920)
3921), 3922

" 字神生堀 3923, 3924, 3925)
3927) の内, 3959の内, 3960の内, 3961, 3962, 3963の内, 3964の
内, 3965の内, 3970の内

" 字申窪 4180の内, 4181, 4183から4185まで, 4200, 4202から4205まで, 4207の内, 4210の
内, 4216の内, 4218から4224まで, 4226から4234まで, 4235の内

" 字中窪 4182

" 字申久保 4186から4188まで, 4201, 4206の内, 4217, 4225, 4236の内

" 字塙内 4189から4193まで, 4196の1, 4197, 4198, 4199の1から4199の9まで

" 字塙 4194の内7の内, 4194の18の内, 4194の19, 4194の20, 4194の21の内, 4194の22から
4194の25まで, 4194の26の内, 4194の27の内, 4195の18から4195の24まで, 4195

の31, 4195の36から4195の49まで, 4195の50の内, 4195の51, 4195の52, 4195の65, 4196の2, 4196の3

〃 字申塚 4343の内, 4344の内, 4345の内, 4346の内, 4348の内, 4349の内, 4350から4367まで, $\left. \begin{matrix} 4368 \\ 4369 \end{matrix} \right)$, 4370の1の内, 4371の1の内, 4372の内, $\left. \begin{matrix} 4373 \\ 4374 \end{matrix} \right)$ の内, 4376の内

〃 字塙東 4614の1, 4614の7, 4614の9, 4614の10の内, 4614の12の内, 4614の22

及びこれに伴う国有地の道路の全部を飯富町字塙前に変更

飯富町字申塚 4295の1の内, 4295の4, 4295の7, 4296の1の内, 4296の2, 4297の1の内, 4297の3, 4297の4, 4298の内, 4302の内, 4303の内, 4304の1, 4305の1, 4305の2, 4306の2, 4307の2, 4308の2, 4309, 4310の内, 4311の内, 4312の内, 4321の2の内, 4322の内, 4323, 4324の1, 4324の2, 4325の1, 4325の2, 4326, 4327の1, 4327の2, 4328の内, 4329の内, 4335の内, 4336の1, 4336の2, 4337の1, 4337の2, 4338の1, 4338の2, 4339, 4340の1, 4340の2, 4341の内, 4342の内, 4343の内, 4370の1の内, 4371の1の内, 4372の内, $\left. \begin{matrix} 4373 \\ 4374 \end{matrix} \right)$ の内, 4375, 4376の内, 4377の1, 4377の2, 4378の1, 4378の2, 4379の1, 4379の2, 4380の1, 4380の2, 4381の1, 4381の2

〃 字塙東新開 4495

及びこれに伴う国有地の道路の全部を飯富町字塙東に変更

茨城県告示第489号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第39条の規定に基づき, 次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので, 療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第9条の規定により告示する。

昭和61年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

記号番号	登録年月日	国民健康保険医
英国医 第5501号	61. 2. 5	御子柴 雅彦
英国薬 第1390号	61. 2. 4	佐々木 裕夫
〃 第1391号	61. 2. 6	宮崎 敦
英国医 第5502号	61. 3. 3	許 有権
〃 第5503号	61. 3. 5	田中 久美子
〃 第5504号	〃	大久保 恵美子
〃 第5505号	〃	八巻 俊彦
〃 第5506号	〃	武井 泰彦

"	第5507号	"	田 枝 督 教
"	第5508号	"	八 重 樫 定 則
"	第5509号	"	広 田 茂
"	第5510号	"	浦 川 圭 二
"	第5511号	"	大 川 敏 昭
"	第5512号	"	浜 口 昌 明
茨国歯	第1709号	61. 2. 27	斉 藤 恵 子
茨国薬	第1392号	61. 2. 22	中 根 薫 子
"	第1393号	61. 3. 4	岩 野 瑩 子
"	第1394号	61. 2. 17	宮 内 秀 和
"	第1395号	61. 2. 16	遠 藤 真 理 子
"	第1396号	"	長 島 吉 子

茨城県告示第490号

次の者からの国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第37条第 1 項の規定による療養取扱機関の申出及び同条第 5 項の規定による他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第 363 号）第 1 条第 1 項及び第 2 項の規定により告示する。

昭和61年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

機関番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
0520437	61. 3. 1	仲田耳鼻咽喉科医	仲 田 充 雄	石岡市大字東大橋字逆井2830—1	61. 3. 1	全国
3320728	"	塙内科消化器科医	塙 誠	那珂郡那珂町後台字下新地3238—1	"	"
4020830	61. 2. 1	筑波記念病院	小 関 迪	筑波郡大穂町大字東平塚字五原1187—299	61. 2. 1	"
0231023	61. 3. 1	日立歯科診療所	水 野 正 哉	日立市城南町1—8—15	61. 3. 1	"
0930111	"	平磯歯科医院	坂 本 健 而	那珂湊市殿山2—1283—1	"	"
1130224	"	長塚歯科医院	長 塚 明 久	水海道市橋本町3623—1	"	"
1830138	"	城西歯科医院	木 村 茂	岩井市大字長谷字島原口806	"	"
3130560	"	長岡歯科医院	鄭 徳 模	東茨城郡茨城町長岡大連寺3317—21	"	"

3230329	"	仁平 歯科医院	仁 平 哲 夫	西茨城郡岩瀬町大字岩瀬字山王 119-4	"	"
3330459	"	医療法人社団優風会大宮デンタルクリニック	濟 藤 孝	那珂郡大宮町石沢字梶内1830-4	"	"
3630866	"	橋野 歯科医院	橋 野 憲 彦	鹿島郡波崎町大字太田 6 街区 7 号	"	"
3640335	"	さくら調剤薬局 神 栖 店	梶 弘 幸	" 神栖町賀 23-1	"	"
3740143	"	(有) セイミヤ薬局	加 藤 清 香	行方郡潮来町 大字潮来617-1	"	"

茨城県告示第491号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施する。

昭和61年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

検 査 年 月 日	検 査 場 所
昭和61年 4 月 22 日	稲敷郡江戸崎町佐倉3240 茨 城 県 養 豚 試 験 場 下妻市下妻塚の越丙384番の 1 (社) 茨城県西畜産開発公社

茨城県告示第492号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があつたと認めたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の 3 の規定により、告示する。

昭和61年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

加 入 区	漁 業 協 同 組 合
神 栖	常陸川漁業協同組合

茨城県告示第493号

茨城県立職業訓練校規則（昭和54年茨城県規則第10号）第2条の規定により、昭和61年度の職業訓練校における向上訓練の訓練生の定員及び訓練期間を次のとおり定める。

昭和61年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

職業訓練校名	訓練課程	訓練生の定員(人)	訓練期間
茨城県立水戸高等 技能専門学校	二級技能士課程	15	3箇月
	管理監督者課程	20	5日
	技能向上課程	375	2～3日
	技術革新対応訓練課程	60	10～15日
	小計	470	
茨城県立日立高等 技能専門学校	二級技能士課程	30	6箇月
	管理監督者課程	100	5～7日
	技能向上課程	770	2～10日
	技術革新対応訓練課程	60	5～11日
	小計	960	
茨城県立鹿島高等 技能専門学校	管理監督者課程	20	5日
	技能向上課程	90	2～3日
	小計	110	
茨城県立土浦高等 技能専門学校	管理監督者課程	80	5日
	技能向上課程	300	2～3日
	技術革新対応訓練課程	40	5日
	小計	420	
茨城県立下館高等 技能専門学校	管理監督者課程	40	5日
	技能向上課程	180	2～10日
	技術革新対応訓練課程	20	7日
	小計	240	
茨城県立水海道高等 技能専門学校	管理監督者課程	40	5日
	技能向上課程	220	5～7日
	技術革新対応訓練課程	20	5日
	小計	280	

茨城県立三和高等 技 能 専 門 校	管理監督者課程	100	5 日
	技能向上課程	520	2～10日
	技術革新対応訓練課程	40	5 日
	小 計	660	
総 計	二級技能士課程	45	3～6 箇月
	管理監督者課程	400	5～7 日
	技能向上課程	2,455	2～10日
	技術革新対応訓練課程	240	5～15日
	合 計	3,140	

茨城県告示第494号

稲敷郡新利根村大字伊佐津2630坪井富三男ほか96名から昭和60年3月30日付けで認可申請のあつた笹本地区土地改良事業(共同施行)については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

笹本地区土地改良事業共同施行規約の写し

笹本地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和61年3月31日から昭和61年4月21日まで

3 縦 覧 の 場 所 新利根村役場

茨城県告示第495号

昭和61年2月28日付けで認可申請のあつた杉崎地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和61年4月7日から昭和61年4月30日まで

3 縦 覧 の 場 所 内原町役場

茨城県告示第496号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和61年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和61年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 125号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡筑波町大字小泉字東田 5110-1番地から	旧	メートル 最大 15.40	メートル 180.00	
		最小 14.80		
筑波郡筑波町大字小泉字石橋 5210-4番地まで	新	最大 25.00 最小 16.80	180.00	

茨城県告示第497号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和61年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和61年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新川江戸崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡東村大字上須田字上須田 10番地先	旧	メートル 最大 6.00	メートル 80.00	
		最小 6.00		
	新	最大 11.80	88.50	
		最小 6.00		
	新	最大 6.00	80.00	迂回路撤去
		最小 6.00		

茨城県告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和61年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 茨城鹿島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡鹿島町大字須賀字広山 1346番1地先から 同郡 同町 大字宮中字田ノ神 2984番地3まで	旧	メートル 最大 7.00 最小 5.70	ルメートル 1,044.00	
同郡 同町 大字須賀字広山 1346番1地先から 同郡 同町 大字宮中字田ノ神 2984番地3まで	新	最大 7.00 最小 5.70	1,044.00	土地区画整理事業に伴う区域変更
同郡 同町 大字須賀字広山 1346番1地先から		最大 55.00		
同郡 同町 大字宮中字田ノ神 2956番地5まで		最小 22.00		

茨城県告示第499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和61年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道大穂千代田線
- 2 供用開始の区間
筑波郡筑波町大字北太田字外谷原492—1番地から
筑波郡筑波町大字北太田字外谷原158番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和61年3月31日

茨城県告示第500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和61年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和61年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道大穂千代田線
- 2 供用開始の区間
筑波郡筑波町大字北太田字外谷原158番地から
筑波郡筑波町大字小田字信縄1878—1番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和61年3月31日

茨城県告示第501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和61年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和61年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道牛渡馬場山土浦線
- 2 供用開始の区間
新治郡出島村大字宍倉2877番地から
新治郡出島村大字宍倉2112—1番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和61年3月31日

茨城県告示第502号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、
同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

昭和61年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 茨城町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
水戸・勝田都市計画下水道事業小堤都市下水路
- 3 事業施行期間 昭和57年1月11日から昭和66年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分 昭和57年1月11日茨城県告示第35号の事業地に

茨城町大字奥谷字東谷津・字成沢の各一部

大字小堤字成沢・字地藏面の各一部を追加する。

茨城町大字小堤字平沢の一部を削除する。

(2) 使用の部分 昭和57年1月11日茨城県告示第35号の事業地に

茨城町大字奥谷字東谷津・字成沢の各一部

大字小堤字成沢・字地藏面の各一部を追加する。

茨城町大字小堤字平沢の一部を削除する。

茨城県告示第503号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

昭和61年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 勝田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
水戸・勝田都市計画下水道事業勝田市南部公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和46年1月12日から昭和66年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 昭和57年10月14日茨城県告示第1394号のとおり
 - (2) 使用の部分 昭和57年10月14日茨城県告示第1394号のとおり

茨城県告示第504号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項の規定で準用する同法第62条第1項の規定より、次のとおり告示する。

昭和61年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 結城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
下館・結城都市計画下水道通事業結城公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和46年9月30日から昭和68年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 昭和46年10月18日茨城県告示第1073号及び昭和56年1月8日茨城県告示第18号の事業地に大字結城字新堤を加える。
 - (2) 使用の部分 昭和46年10月18日茨城県告示第1073号及び昭和56年1月8日茨城県告示第18号の事業地に大字結城字城跡, 字城堀, 字西館, 字東館, 字本町, 字玉

日、字川木谷、字繁昌塚及び字辻堂を加える。

同告示の事業地のうち大字結城字新福寺、字下山、字田村内及び字油内並びに大字鹿窪字北浦地内において事業地を追加し、大字結城字新福寺、字下山及び字貉塚地内において事業地を変更する。

茨城県告示第505号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

昭和61年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 新治村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
土浦・阿見都市計画下水道事業新治村公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和52年11月17日から昭和66年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 昭和52年11月17日茨城県告示第1232号のとおり
 - (2) 使用の部分 昭和52年11月17日茨城県告示第1232号のとおり

茨城県告示第506号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

昭和61年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 鹿島町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鹿島臨海都市計画下水道事業御手洗都市下水路
- 3 事業施行期間 昭和48年 3 月 5 日から昭和66年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 昭和56年 5 月 25 日茨城県告示第825号のとおり
 - (2) 使用の部分 昭和56年 5 月 25 日茨城県告示第825号のとおり

茨城県告示第507号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

昭和61年 3 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 波崎町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鹿島臨海都市計画下水道事業波崎町公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和54年2月22日から昭和69年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 昭和54年2月22日茨城県告示第236号のとおり
 - (2) 使用の部分 昭和54年2月22日茨城県告示第236号のとおり

公 告

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和61年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
西茨城郡友部町美原4丁目1470番52, 1470番1864, 1470番1877, 1470番1886から1894まで
- 2 事業主の住所及び氏名
西茨城郡友部町旭町468-55
石 川 美智子
西茨城郡友部町美原4丁目4-30
鈴 木 光衛門
西茨城郡友部町東平4丁目5-44
伸光不動産株式会社
代表取締役 鈴 木 伸 岳

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
休日の場合は繰り下ぐ (金 2, 0 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所